

国立大学法人鳴門教育大学人事方針

令和3年1月14日
学 長 裁 定

国立大学法人鳴門教育大学は次のとおり人事方針を定める。

1 本学の目標

- (1) 現職教員の能力向上のための教育を行うこと。
- (2) 学校現場の諸課題に対応できる実践的指導力を備えた教員を養成すること。
- (3) 学校教員の今日的課題に応えた実践的な教育研究や我が国の教員養成の先導的な実践研究を行うこと。

2 人事の方針

大学運営及び教育研究活動の高度化を図るため、中・長期的な展望を踏まえた適正な人員配置が必要である。そこで、人事方針として、年齢構成に留意しつつ、性別、国籍、障害等を問わず、多様な社会の実現を目指して、人材の確保及び活用を図るものとする。

(1) 教員

- ① 本学の基本目標を実現するため、教員の組織と役割・職務をより明確にし、個を尊重しつつ柔軟性のある教員組織の構築を可能とする人事を実現する。
- ② テニユア・トラック制度を活用する。
- ③ 特命教員制度の活用を図る。
- ④ 嘱託講師への委嘱は、カリキュラム上必要不可欠なものに限定する。

(2) 教員以外の職員

- ① 事務職員及び施設系技術職員等
効果的・効率的な事務組織運営を目指し、年功・性別に偏ることなく、企画調整力・マネジメント能力、適性、実績及び意欲を重視した能力主義・実績主義による活性化した組織運営を進める。
- ② 非常勤職員
非常勤職員は、合理化・省力化を図った上で、なお業務の遂行上必要となる場合において、期間雇用する。

3 採用・育成

(1) 採用

① 教員

教員の採用は、公募を原則とし、国内外の優秀な人材の確保に努めるとともに、選考においては、教員養成能力を重視する。

② 教員以外の職員

競争的試験による採用を原則とするが、多様な経験を有する者、高度かつ専門的能力を有する者を採用する場合には、柔軟な選考方法により、優秀な人材の確保を目指す。

(2) 育成

① 教員

教員の資質能力向上を図ることを目的にFD研修等を実施するほか、若手教員を学内委員に積極的に登用し、大学運営能力の育成を図る。

② 教員以外の職員

学内研修制度を充実するほか、外部の研修等へ積極的に参加させ職員のスキルアップを支援する。

また、若手職員に対しては、文部科学省行政実務研修制度等への参加の機会を与え、国の政策に直接関わる業務を体験させるよう努める。